

あかしSDGs推進審議会の運営について

会議の公開並びに会議録の作成及び公表等については、あかしSDGs推進審議会規則、明石市市民参画条例、明石市市民参画条例施行規則並びに審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱の規定によります。

【あかしSDGs推進審議会規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和32年条例第1号)第2条の規定に基づき、あかしSDGs推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の進捗状況に関すること。
- (3) SDGsの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画・調整室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長がこれを定める。

【明石市市民参画条例(抜粋)】

(審議会等の会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容に非公開情報が含まれる場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議を開催するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他会議の開催について支障があると認められる正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 議題及び審議すべき事項の概要
- (2) 会議の開催の日時及び場所
- (3) 傍聴についての手続
- (4) その他市長等が必要と認める事項

3 前項本文の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、審議会等の会議を開催する日から起算して2週間前までに行うものとする。

4 市長等は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表するものとする。ただし、非公開の会議にあっては、この限りでない。

【明石市市民参画条例施行規則(抜粋)】

(審議会等の会議の公開等)

第5条 審議会等の長(以下「会長等」という。)は、会場の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、会長等の指示に従うとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、かつ、会議の進行に支障となる行為をしないこと。
- (2) 会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会長等は、前項の規定に従わない傍聴人に対して、注意をし、又は退場を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

(審議会等の会議の非公開の取扱い)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部の非公開の決定は、会長等が会議に諮って定めるものとする。

2 会長等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を公表するものとする。

(審議会等の会議録)

第7条 条例第13条第4項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 議題

(4) 出席者の氏名

(5) 会議における発言の要旨又は議事の経過

(6) 配布資料の名称

(7) 事務局の名称

(8) その他市長等が必要と認める事項

2 条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。ただし、市長等が議事の性質その他の理由によりこれにより難いと認めるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。